

改正

令和4年4月6日告示第48号

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱  
(趣旨)

**第1条** 芦屋町（以下「町」という。）は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う福岡県移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県をいう。以下同じ。）又は名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県をいう。以下同じ。）から町に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 移住支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

**第2条** 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、2人以上の世帯において帯同している18歳未満の者がいる場合は、18歳未満の者の人数に30万円を乗じた額を加えた額とする。

(対象者要件)

**第3条** 対象者は、次項の要件を満たし、かつ、第3項又は第4項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5項の要件を満たす申請者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

ア 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に在住していたこと。ただし、第3条第5項の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。

イ 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）に、連続して1年以上、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に在住していたこと。

(2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

ア 令和元年10月10日以降に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。

ウ 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

イ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就職等に関する要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 人材確保困難職種への就業の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 別表第1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。

エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 自営での農林漁業への就業の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 農林漁業に係る別表第2に掲げる人材確保支援策を活用していること。

イ 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

4 テレワークに関する要件は、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - (2) 地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- 5 関係人口に関する要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 芦屋港レジャー港化に伴う管理運営機関や飲食・直売施設で働く者
  - (2) 海岸線や海を望む立地に出店した者
  - (3) 創業支援補助金を活用し起業した者
  - (4) 空き店舗等活用補助金の新規交付を受けた者
- 6 起業等に関する要件は、1年以内に県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けているものとする。
- 7 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。
  - (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
  - (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（交付の申請）

**第4条** 移住支援金の申請者は、芦屋町移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号—1又は様式第2号—2）及び本人確認書類に加え、第3条第2項の要件を満たし、かつ、同条第3項、同条第4項、同条第5項又は同条第6項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第7項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

**第5条** 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに芦屋町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

**第6条** 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

**第7条** 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、芦屋町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

**第8条** 町長は前条の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに芦屋町移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第5号）により、申請者に交付

する。

(報告及び立入調査)

**第9条** 県及び町は、芦屋町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、芦屋町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

**第10条** 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各項に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りでない。

2 全額の返還は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出したとき。
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

3 半額の返還は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出したときとする。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年3月27日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による、改正後の芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月3日以後に芦屋町へ転入したものに適用し、同前日までに転入したものについては、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年3月30日告示第37号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び企業支援事業実施要綱改正施行日から適用する。

**別表第1** (第3条関係)

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師、准看護師	eナースセンター (必ず福岡県を登録すること)
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表第2（第3条関係）

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型）
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体 指導協議会	経営体育成総合支援事業

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

芦屋町長 様

芦屋町移住支援金交付申請書

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

(1) 単身・世帯の区分

	単身		
	世帯	同時に移住した世帯員数 (1の申請者は含まない)	人
	18歳未満の世帯員	世帯のうち18歳未満の世帯員数	人

(2) 世帯員 (世帯申請の場合のみ世帯員について記入してください。)

(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
( )	年 月 日	
( )	年 月 日	
( )	年 月 日	
( )	年 月 日	

(3) 移住支援金の種類

就業	起業	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「芦屋町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、芦屋町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 芦屋町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
(就業の場合のみ記載) 活用したマッチングサイト又はマッチング支援に○を付けてください。	①福岡県移住・就業マッチングサイト ②農林漁業就職応援サイト ③eナースセンター ④福岡県保育士就業マッチングサイト ⑤介護の仕事の就職支援 (福岡県福祉人材センターによる紹介)	

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
	〒
	〒
	〒

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記入）※

期間	就業先	就業地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ( )

管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄）	
--------------------	--



※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き本人確認書類の写し
- ②申請書（別紙1（誓約事項）、別紙2（同意書）を含む。）
- ③移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む。）
- ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請者本人名義）

【場合により必要となる書類】

- ⑤就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し  
<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>
- ⑥東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  
※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可  
<東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合>
- ⑦在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等  
※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く）。  
<個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>
- ⑧開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ⑨個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

別紙 1 (様式第 1 号関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び芦屋町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第 10 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 福岡県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2 (様式第 1 号関係)

移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書

- 1 福岡県及び芦屋町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、福岡県及び芦屋町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 福岡県及び芦屋町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 申請者及び世帯員（世帯向けの金額を申請する場合のみ）がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であることを、警察に照会します。

年 月 日

芦屋町長 様

申請者	住所 〒	性別	
	フリガナ	生年月日	
	氏 名	年 月 日	
	(フリガナ) 世帯員氏名	生年月日	性別
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	

様式第2号—1 (第4条関係)

年 月 日

芦屋町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
(マッチングサイト掲載求人の場合) 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合)	目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業 ※該当事業にチェックを付けてください。

芦屋町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び芦屋町の求めに応じて、福岡県及び芦屋町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号—2 (第4条関係)

年 月 日

芦屋町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク 交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

芦屋町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び芦屋町の求めに応じて、福岡県及び芦屋町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町移住支援金交付決定通知書

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第5条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 交付決定額 移住支援金 円

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

3 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座番号（下3桁）
- (3) 口座名義

（備考）

- 1 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に芦屋町以外の市町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に芦屋町以外の市町村に転出した場合：半額
- 2 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第9条に基づき、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、

虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄）	
--------------------	--

芦屋町長 様

芦屋町移住支援金交付決定通知書再交付願

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第7条に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を依頼します。

記

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 再交付理由

管理コード (福岡県及び芦屋町使用欄)	
---------------------	--



様

芦屋町長

芦屋町移住支援金交付決定通知書（再交付）

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第8条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 交付決定額 移住支援金 円

（備考）

- 1 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に芦屋町以外の市町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に芦屋町以外の市町村に転出した場合：半額
- 2 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第9条に基づき、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄）	
--------------------	--